

船舶事故調査報告書

平成22年11月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月14日（土） 11時30分ごろ
発生場所	岡山県岡山市 <small>いぬしま</small> 犬島南東沖 <small>いぬしましらいし</small> 犬島白石灯標から真方位231°650m付近 （概位 北緯34°33.6′ 東経134°06.5′）
事故調査の経過	平成22年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ <small>ケイ</small> K、0.1トン 271-36013岡山、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、103kW、平成16年7月 B 水上オートバイ <small>ピーアイケイ</small> P I K、5トン未満 271-32095岡山、個人所有 2.70m (Lr) × 1.11m × 0.46m、FRP ガソリン機関、62kW、平成10年6月
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 39歳 旧四級小型船舶操縦士（失効中） 免許登録日 平成8年8月22日 免許証交付日 平成8年8月22日 （平成13年8月21日まで有効） B 船長 男性 35歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年12月9日 免許証交付日 平成19年3月26日 （平成24年12月8日まで有効）
死傷者等	負傷 2人（船長B及びB船の同乗者）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷後部に擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗船し、先行するB船の左舷後方20m及び横距離2～3m付近を、時速約40kmの速力で追走しながら犬島南東沖を西進した。 船長Aは、A船とB船の同乗者同士が友人であったことから、B船の左舷側を並走しようとして、直進中のB船に接近を始め、B船の左舷後方3m付近に接近したとき、B船が左に向きを変えて減速したことに気付いたが、B船との衝突を避けることができずに、平成22年8月14日11時

	<p>30分ごろ、A船の船首部とB船の左舷後部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗船し、犬島南東沖を時速約40kmの速力で東進したのち、Uターンして西進した。</p> <p>船長Bは、出発してからしばらく遊走を続けたので、次にどちらに向かうか考えるために左に向きを変えて停止することとしたが、左舷後方を確認していなかったため、A船が左舷後方から接近していることに気付かず、左に向きを変えて減速した。</p> <p>船長Bは、左舷側至近にA船を視認したが、B船が左に概ね90°向きを変えて南方を向いたとき、A船と衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風速 2.8m/s、気温 31.3℃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、同乗者（中学生）を操縦席に座らせ、同乗者の後部で立ち、両手を操縦ハンドルに掛けて操縦していた。また、船長Bは、同乗者（中学生）を操縦席に座らせ、同乗者の後部に座り、両手を操縦ハンドルに掛けて操縦していた。船長A及び船長Bは、両同乗者が小柄で見張りなどに影響がなかったことから操縦席に座らせていた。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>A船及びB船は、遊走の方法や接近するときの合図などについて、取り決めをしていなかった。</p> <p>船長Bは、浜辺で缶ビール1缶を飲んだのち、B船で遊走を行った。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、犬島南東沖において、先行するB船の左舷後方からB船に並走しようとして接近中、船長Aが、B船が左に向きを変えて減速したことに気付いたが、B船との安全な横距離を保っていなかったことから、B船との衝突を避けることができずに、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、犬島南東沖において、A船の右舷前方を西進中、船長Bが、左に向きを変えようとした際、左舷後方の適切な見張りを行わず、A船が左舷後方から接近していたことに気付かず左に向きを変えて減速したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の遵守事項として、小型船舶操縦者は、水上オートバイに乗船するときは、自ら操縦しなければならないと定められていることから、両同乗者が小柄で見張りなどに影響がなかったとはいえ、自ら操縦席で操縦し、同乗者は後部座席に座らせることが望ましい。</p>
原因	<p>本事故は、犬島南東沖において、A船が先行するB船の左舷後方からB船に並走しようとして接近中、B船がA船の右舷前方を西進中、船長AがB船との安全な横距離を保たずに接近し、また、船長BがA船が左舷後方</p>	

	から接近していたことに気付かずに左に向きを変えて減速したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
--	--